

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

評価の視点（案）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 労働現場のニーズ、実態の把握</p> <p>労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、研究所の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、研究員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や問題点、職場環境を見聞し、さらには、労災の臨床例、業務上疾病例等も活用するなどにより、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映</p> <p>ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的として、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに、研究員自らがより積極的に労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や職場環境の把握に努める。</p> <p>イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。また、関係機関から労災の臨床例や業務上疾病例等を積極的に入手し、その活用に務める。</p> <p>ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、最新の研究動向や将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映</p> <p>ア 研究所が主催する講演会や業界団体の研究所視察等の機会を活用し、また、研究員自らが労働現場に赴くよう努めることにより、調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握する。 労働災害又は職業性疾病の発生を端緒とする調査研究や労働現場における調査を伴う研究の企画・立案を積極的に進める。研究課題の評価においては、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかどうか等を重点的に審査する。</p> <p>イ 厚生労働省安全衛生部との間で連絡会議を開催し、行政施策の実施のために必要となる調査研究のテーマ等について意見・情報交換を行う。 労働者健康福祉機構との間での共同研究の実施等を通じて、労災の臨床例等の入手及びその調査研究への活用を促進する。</p> <p>ウ 国内外の学会、会議等へ積極的に参加するとともに、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等の実務者、客員研究員等を研究所の研究討論会等に招聘し、労働現場のニーズや最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。 産業医科大学との研究交流会を第3四半期に開催し、最新の研究成果について相互に発表を行う。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 労働現場のニーズの把握</p> <p>労働災害防止に必要な科学技術的ニーズを把握し、これら労働現場のニーズに対応した研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や安全管理者、衛生管理者、産業医等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映</p> <p>ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、業界団体や第一線の労働安全衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに情報交換を行う。</p> <p>イ 行政施策の実施に必要な調査及び研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、業務に反映させる。</p> <p>ウ 労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。</p>

評価の視点等（案） 【評価項目 1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映】

[数値目標]

[評価の視点]

・労働安全衛生に関するニーズの把握のため業界団体、行政等の実務担当者、有識者、一般国民等との会合、情報交換会等を行っているか。また、研究員自ら労働現場に赴き、現場の抱える課題や職場環境を把握しているか。

<中期目標 1 前半、中期計画 1 ア>

・当該会合等で把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。また、労災の臨床例や業務上疾病例等を入手し活用しているか。

<中期目標 1 後半、中期計画 1 イ>

・労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、将来生じうる労働現場のニーズを把握しているか。

<中期目標 1 前半、中期計画 1 ウ>

評価の視点等（現行） 【評価項目 5 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映】

[数値目標]

[評価の視点]

・労働安全衛生に関するニーズの把握のため業界団体、行政等の実務担当者、有識者、一般国民等との会合、情報交換会等を行っているか。

・当該会合等で把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。

・労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、将来生じうる労働現場のニーズを把握しているか。

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
<p>2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施</p> <p>上記1により把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、研究所の社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。</p> <p>研究業務の実施に当たっては、労働現場のニーズや実態、社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査した上で必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層重点化を図ること。その際には、基盤的研究の位置付けについて、将来に向けての創造的、萌芽的研究としての戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。</p> <p>また、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、他の研究機関等を行う研究との重複の排除を行うとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>次に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究（研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をい</p>	<p>2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施</p> <p>上記1により把握した現場のニーズや行政課題、さらには労働安全衛生重点研究推進協議会が取りまとめた労働安全衛生研究戦略（平成22年10月）等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施する。</p> <p>なお、研究業務の実施に当たっては、基盤的研究の戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者の意見等も参考にして、将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を重視して厳選することにより、プロジェクト研究への一層の重点化を図る。</p> <p>また、下記3に示す内部及び外部の研究評価の実施等を通じて、他の研究機関等を行う研究との重複を排除するとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>中期目標において示された研究の方向性や現下の災害発生状況等を踏まえ、次に示すプロジェクト研究を順次実施するとともに、研究成果や社</p>	<p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>労働現場のニーズ等に沿った以下の調査研究業務を実施する。</p> <p>(1) プロジェクト研究等</p> <p>中期計画に示したプロジェクト研究課題のうちの13課題（別紙1）を、研究目的・実施事項・到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。この際、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定める。</p>	<p>2 労働現場のニーズに沿った研究の実施</p> <p>労働現場のニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>次の重点研究領域において、別紙1に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究（研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究</p>	<p>2 研究業務の重点的な実施</p> <p>労働災害防止計画、科学技術基本計画等を踏まえつつ、以下の研究を実施することにより、労働現場のニーズ等に対応する。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>中期目標において研究の方向性を示された重点研究領域について、次のプロジェクト研究を実施する。</p> <p>なお、中期目標期間中に、</p>

<p>う。)を実施すること。 なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。</p>	<p>会的要請の変化等を踏まえ、これに対応するためのプロジェクト研究を適宜立案し、又は実施中のプロジェクト研究を見直し、下記3に示す評価を受けて当該研究を機動的に実施する。 なお、プロジェクト研究の立案、実施に当たっては、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定める。</p>	<p>また、プロジェクト研究に準ずる研究として、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、世界保健機関（WHO）の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン」に基づく研究（GOHNET（ゴーネット）研究）の2課題（同左）を実施する。</p>	<p>資金及び研究要員を配する研究をいう。)を実施すること。 なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。</p>	<p>社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題が発生した場合には、当該課題に対応するためのプロジェクト研究を立案し、5に示す評価を受けて研究を開始する。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(2) 基盤的研究</p>	<p>(2) 基盤的研究</p>	<p>(2) 基盤的研究</p>	<p>(2) 基盤的研究</p>	<p>(2) 基盤的研究</p>
<p>将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究を戦略的に実施すること。</p>	<p>科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向等を踏まえ、また、労働安全衛生研究戦略で示された優先22研究課題を参考として、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。</p>	<p>研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究、将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究及び東日本大震災の復旧・復興作業における労働災害の防止等に関する研究として36課題（別紙2）を実施する。</p>	<p>将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、別紙2に示す研究領域において、基盤的な研究を戦略的に実施すること。</p>	<p>科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向を踏まえつつ、中期目標の別紙2の研究領域において、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を、毎年度研究計画を作成して実施する。</p>
<p>(3) 行政要請研究</p>	<p>(3) 行政要請研究</p>	<p>(3) 行政要請研究</p>	<p>(3) 行政要請研究</p>	<p>(3) 行政要請研究</p>
<p>厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を実施すること。</p>	<p>厚生労働省からの要請等に基づき調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。</p>	<p>厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。</p>	<p>厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。</p>	<p>厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。</p>
<p>6 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>中期目標期間中において、労働安全衛生法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討すること。 また、化学物質等の有害性調査の知見を活かした総合的</p>	<p>6 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>労働安全衛生法第57条の5に規定する化学物質の有害性の調査の実施体制について検討する。 また、これまでの研究のノウハウと化学物質等の有害性調査から得られる知見を活か</p>	<p>6 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>厚生労働省及び日本バイオアッセイ研究センターとの間で意見・情報交換を行い、化学物質の有害性調査の実施体制のあり方等について検討を行う。</p>	<p>3 学際的な研究の推進</p> <p>労働災害の原因が輻射化していることを踏まえ、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的な研究を推進すること。</p>	<p>3 学際的な研究の実施</p> <p>ア 学際的な研究を推進するための体制を検討し、構築する。 イ 研究評価に当たっては、学際的な研究の推進という観点を含めて行うこととし、当該評価の結果を踏まえ、学際的な研究を積極的に行う。</p>

<p>かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。</p>	<p>した総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。</p>	<p>4 研究項目の重点化</p> <p>労働現場のニーズや社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査し、プロジェクト研究に重点化を行うこと。</p>	<p>4 研究項目の重点化</p> <p>研究課題の評価結果等を踏まえ、中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間（独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の中期目標期間（平成13年度から平成17年度）の基盤的研究課題数の合算値）の年平均研究課題数に比して20%程度減少させて、プロジェクト研究に重点化を行う。</p>
<p>評価の視点等（案）</p>	<p>【評価項目2 プロジェクト研究等】</p>	<p>評価の視点等（現行）</p>	<p>【評価項目6 プロジェクト研究等】</p>
<p>[数値目標]</p> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政ニーズ及び社会的ニーズを明確にした上で、適切な対応を行っているか。 <中期目標 2 柱書の1パラ、中期計画 2 柱書の1パラ> プロジェクト研究について、研究の方向及び明確な到達目標が定められているか。 <中期目標 2 (1) 1パラ、中期計画 2 (1) 1パラ前半> プロジェクト研究について、重点的に研究資金及び研究要員を投入しているか。 <中期目標 2 柱書の2パラ、中期計画 2 柱書の2パラ> 各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。 <中期目標 2 (1) 2パラ、中期計画 2 (1) 1パラ後半> <u>プロジェクト研究の立案、実施に当たって、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定めているか。</u> <中期計画 2 (1) 2パラ> 効率的な研究への取り組みがなされているか。 <中期目標 2 柱書の3パラ前半、中期計画 2 柱書3パラ前半> 	<p>[数値目標]</p> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政ニーズ及び社会的ニーズを明確にした上で、適切な対応を行っているか。 プロジェクト研究について、研究の方向及び明確な到達目標が定められているか。 プロジェクト研究について、重点的に研究資金及び研究要員を投入しているか。 各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが行われているか。 <u>研究成果が示されているか。特に中長期的観点から成果を評価する必要がある調査研究については、その観点からの成果が示されているか。</u> 効率的な研究への取り組みがなされているか。 <p>【評価項目7 基盤的研究】</p>		

・基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか。

<中期目標 2 (2)、中期計画 2 (2)>

・行政要請研究について、迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出しているか。

<中期目標 2 (3)、中期計画 2 (3)>

[数値目標]

[評価の視点]

・基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか。

・各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが行われているか。

・研究の成果が示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については、その観点からの成果が示されているか。

・効率的な研究への取り組みがなされているか。

【評価項目 8 学際的な研究の実施】

[数値目標]

[評価の視点]

・産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的な研究を推進するための体制を検討・構築し、学際的な研究を実施しているか。

・調査研究の研究評価が学際的な研究の推進という観点を含めて行われ、学際的な研究の推進に結びついているか。

【評価項目 9 研究項目の重点化】

[数値目標]

中期目標期間中の基盤的研究の年平均課題数を前中期目標期間中の基盤的研究課題数（旧安研と旧産医研の合算値）に比べて 20 %程度減少させ、プロジェクト研究に重点化を行う。

[評価の視点]

- ・ 現行のプロジェクト研究の労働現場のニーズ、社会的・経済的意義等が精査され、かつ、研究の方向及び明確な到達目標を定めたプロジェクト研究へ重点化されているか。
- ・ 中期目標期間中の基盤的研究の年平均研究課題数を前中期目標期間の年平均研究課題数に比して 30 % 程度減少させるため、課題数を計画的に調整しているか。

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
<p>3 研究評価の実施及び評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日閣議決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。研究成果の評価にあたっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等について、追跡調査による評価を新たに実施すること。</p> <p>なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で厳格に評価すること。</p>	<p>3 研究評価の実施及び評価結果の公表</p> <p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日閣議決定）等に基づき、次に示す研究評価を実施する。</p> <p>なお、プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等いわゆる研究成果のアウトカムについて、追跡調査による評価を新たに実施する。</p> <p>また、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で評価する。</p> <p>(1) 内部研究評価の実施</p> <p>研究業務を適切に推進するため、原則として、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的実施し、評価結果を研究管理に反映させる。</p> <p>(2) 外部研究評価の実施</p> <p>ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価（事前・事後評価及び必要な場合は中間評価）を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。</p>	<p>3 研究評価の実施</p> <p>内部及び外部の研究評価を下記により、厳正に実施する。</p> <p>なお、評価に当たっては、他の研究機関等の行う研究との重複の排除に留意するとともに、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上でこれを実施することとする。</p> <p>(1) 内部研究評価の実施</p> <p>研究業務を適切に推進するため、原則として、すべての研究課題を対象として、上期と下期の年に2回、事前、中間及び事後の評価を行う。評価結果については、研究計画等の精査や研究予算の査定等の研究管理に反映させる。</p> <p>研究員を対象に、年度末に個人業績評価を実施する。評価に当たっては、客観性及び公正性の確保に努めるとともに、評価結果は、昇給・昇格等の人事管理等に適切に反映させる。</p> <p>なお、平成20年度以前に終了したプロジェクト研究の中から数課題を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等いわゆる研究成果のアウトカムを評価する追跡調査を試行的に実施する。</p> <p>(2) 外部研究評価の実施</p> <p>ア 外部評価の実施</p> <p>労働安全衛生分野の専門家及び労使関係者等から構成される第三者による外部研究評価委員会を第3四半期に開催し、プロジェクト研究等を対象に評価を行う。評価結果については、研究計画等の見直しや研究予算の査定等の研究管理に反映させる。</p> <p>また、基盤的研究課題について、これらが将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を有したものとなっているかどうか</p>	<p>5 研究評価の実施及び評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日閣議決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。</p>	<p>5 研究評価の実施</p> <p>(1) 内部研究評価の実施</p> <p>研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的実施し、評価結果を研究管理に反映させる。</p> <p>(2) 外部研究評価の実施</p> <p>ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価（事前・事後評価及び必要な場合は中間評価）を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。</p>

		といった観点からの評価を併せて実施する。		
	イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。	イ 外部評価の結果の公表 外部研究評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日より3か月以内に研究所のホームページに公表する。		イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。
評価の視点等(案)	【評価項目3 研究評価の実施】		評価の視点等(現行)	【評価項目10 研究評価の実施】
[数値目標]	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価の結果及びその研究への反映に関する公表については、当該評価結果の報告を受けた日から3ヶ月以内に行う。 <p><中期目標 3の1パラ前半、中期計画 3(2)イ></p>		[数値目標]	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価の結果及びその研究への反映に関する公表については、当該評価結果の報告を受けた日から3ヶ月以内に行う。
[評価の視点]	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等について追跡調査による評価を実施しているか。 <p><中期目標 3の1パラ後半、中計画 3柱書2パラ></p> <ul style="list-style-type: none"> 共同研究について、研究所の貢献度を明確にした上で評価しているか。 <p><中期目標 3の2パラ、中計画 3柱書3パラ></p> <ul style="list-style-type: none"> 研究業務を適切に推進するため、すべての研究課題について、内部研究評価を行い、その結果を研究管理に反映させているか。 <p><中期計画 3(1)></p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト研究課題について、第三者(外部専門家)による事前・中間及び事後の評価を実施し、その結果を研究管理・業務運営に反映しているか。 <p><中期目標 3の1パラ前半、中期計画 3(2)イ></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから3か月以内にホームページ等に公表したか。 <p><中期目標 3の1パラ前半、中期計画 3(2)イ></p>		[評価の視点]	<ul style="list-style-type: none"> 研究業務を適切に推進するため、研究管理システムを活用し、すべての研究課題について、内部研究評価を行い、その結果を研究管理に反映させているか。 プロジェクト研究課題について、第三者(外部専門家)による事前・中間及び事後の評価を実施し、その結果を研究管理・業務運営に反映しているか。 外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから3か月以内にホームページ等に公表したか。

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
<p>4 成果の積極的な普及・活用</p> <p>調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行うこと。</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献</p> <p>調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に積極的に貢献すること。</p> <p>中期目標期間中における労働安全衛生関係法令等への貢献については、50件以上とすること。</p>	<p>4 成果の積極的な普及・活用</p> <p>調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行う。</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関する法令、JIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。</p>	<p>4 成果の積極的な普及・活用</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献</p> <p>行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制定・改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。</p>	<p>6 成果の積極的な普及・活用</p> <p>調査及び研究の成果の普及・活用の促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献</p> <p>調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に積極的に貢献すること。</p>	<p>6 成果の積極的な普及・活用</p> <p>(1) 国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関するJIS規格、ISO規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。</p>
<p>評価の視点等 (案)</p> <p>【評価項目4 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献】</p> <p>[数値目標]</p> <p>・行政機関、公的機関、国際機関等からの要請に基づく、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等への貢献を、10件程度とすること目標とする。</p> <p><中期目標 4 (1) 2パラ></p> <p>[評価の視点]</p> <p>・行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。</p> <p><中期目標 4 (1) 1パラ、中期計画 4 (1) ></p> <p>・国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。</p> <p><中期目標 4 (1) 1パラ、中期計画 4 (1) ></p> <p>・労働安全衛生関係法令等の制改定等に貢献しているか。</p> <p><中期目標 4 (1) 1パラ前半></p>	<p>評価の視点等 (現行)</p> <p>【評価項目11 国内外の基準制定・改訂への科学技術的貢献】</p> <p>[数値目標]</p> <p>・労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制改訂等のための検討会議に参加する役職員数を20人以上とする。</p> <p>[評価の視点]</p> <p>・行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。</p> <p>・国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。</p>			

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
(2) 学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表（事業者団体における講演等を含む。）及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ研究員一人あたり20回以上及び10報以上とすること。	(2) 学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表（研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る調査報告書、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。）を積極的に推進する。	(2) 原著論文、学会発表等の促進 国内外の学会、研究会、講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表（研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。）を積極的に推進する。講演、口頭発表等については、研究員一人あたり4回、論文発表等については、2報を目標とする。	(2) 学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表（事業者団体における講演等を含む。）及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ1,700回以上及び850報以上とすること。	(2) 学会発表等の促進 研究管理システムを活用して、国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表（研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。）を積極的に推進する。
評価の視点等（案）	【評価項目5 学会発表等の促進】		評価の視点等（現行）	【評価項目12 学会発表等の促進】
[数値目標] ・研究員一人あたり、講演・口頭発表4回程度を目標とする。 <中期目標4（2）> ・研究員一人当たり、論文発表等2報程度を目標とする。 <中期目標4（2）>			[数値目標] ・講演・口頭発表 <u>340回</u> 、論文発表等 <u>170報程度</u> を目標とする。 ・他論文への引用件数が <u>10件以上</u> となる原著論文を評価対象年度の前年度までの3年間で <u>10報以上</u> とする。	
[評価の視点] ・学会発表、事業者団体への講演、学術雑誌への論文発表、行政に提出する災害調査報告書、その他の国内外の労働安全衛生に係る報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。 <中期目標4（2）、中期計画4（2）> ・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。 <中期目標4（2）、中期計画4（2）>			[評価の視点] ・学会発表、事業者団体への講演、学術雑誌への論文発表、行政に提出する災害調査報告書、その他の国内外の労働安全衛生に係る報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。 ・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。	

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
<p>(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。また、調査及び研究の成果を国民に理解し、及び活用しやすい形式に加工した上で、研究所ホームページや一般誌等で積極的に公表し、事業場等でのその利用を促進すること。</p> <p>なお、中期目標期間中における研究所ホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数については、325万回以上とすること。</p>	<p>(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>ア 調査及び研究の成果については、原則として、その概要等を研究所ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。</p> <p>イ 特別研究報告（SRR）等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。また、メールマガジンを毎月1回発行し、研究所の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。</p> <p>ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p> <p>エ IT技術の進展等を踏まえ、研究所ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにする。</p>	<p>(3) インターネット等による研究成果情報の発信</p> <p>ア 研究成果の公開</p> <p>研究所の公表論文や調査研究の成果について、原則として概要等を研究所のホームページに公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。</p> <p>「Industrial Health」及び「労働安全衛生研究」については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及び J-stage（独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム）に公開する。</p> <p>また、障害者を含めた利用者に、研究所が公開する情報により容易にアクセスできるよう、アクセシビリティの向上に努める。</p> <p>イ 年報、メールマガジン等の発行</p> <p>平成22年度労働安全衛生総合研究所年報、メールマガジン（毎月1回）等を発行し、研究所の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。</p> <p>平成22年度に終了した以下のプロジェクト研究及びG O H N E T研究について、「特別研究報告（SRR）」を発行し、その研究成果を広く社会に還元する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究 ・ アーク溶接作業における有害因子に関する調査研究 ・ 中小企業における労働安全衛生マネジメントシステムの確立 ・ 職業性疾病・職業性ばく露のアクティブ・サーベイランスーウェブ情報システムの開発と活用 ・ 生体内繊維状物質の高感度・多角的検出とばく露レベルに関する研究 <p>ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿</p> <p>事業場における労働安全衛生水準の向上に資する</p>	<p>(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。</p> <p>また、調査及び研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。</p>	<p>(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>ア 中期目標期間中における公表論文については、原則として概要等を研究所ホームページにおいて公開する。</p> <p>イ 年報、研究所ニュース等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。</p> <p>ウ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、調査及び研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p>

	<p>ため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p>		
<p>評価の視点等 (案)</p>	<p>【評価項目6 インターネット等による研究成果情報の発信】</p>	<p>評価の視点等 (現行)</p>	<p>【評価項目13 インターネット等による研究成果情報の発信】</p>
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP上の「研究業績・成果」、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」へのアクセス件数を年間<u>65万回程度を目標とする。</u> <中期目標4(3)2パラ、中期計画4(3)ア> ・<u>メールマガジンを毎月1回発行する。</u> <中期計画4(3)イ> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。<u>国民に理解しやすく、活用しやすいものとなっているか。</u> <中期目標4(3)1パラ、中期計画4(3)アエ> ・年報、研究所ニュース等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図っているか。<u>メールマガジンを毎月1回発行し、定期的に広報しているか。</u> <中期目標4(3)1パラ、中期計画4(3)イ> ・調査研究の成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を発行したり、調査研究の成果を一般誌等に積極的に寄稿しているか。 <中期目標4(3)1パラ、中期計画4(3)ウ> ・<u>ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにしているか。</u> <中期目標4(3)1パラ、中期計画4(3)エ> 		<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP上の「研究業績・成果」、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」へのアクセス件数を年間<u>50万回以上とする。</u> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。 ・年報、研究所ニュース等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図っているか。 ・調査研究の成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を発行したり、調査研究の成果を一般誌等に積極的に寄稿しているか。 	

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
(4) 講演会等の開催 調査及び研究成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。	(4) 講演会等の開催 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。 イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。	(4) 講演会等の開催 ア 「時代のニーズの変化に対応した労働安全衛生～働く人の命と健康を守る～」(仮案)をテーマとする安全衛生技術講演会を、第3四半期に国内3都市で開催するほか、他機関との講演会等の共催を推進する。 イ 4月に清瀬地区及び登戸地区の一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。	(4) 講演会等の開催 調査及び研究成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。	(4) 講演会、一般公開の開催等 ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。 イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。
評価の視点等(案)	【評価項目7 講演会等の実施】		評価の視点等(現行)	【評価項目14 講演会等の実施】
[数値目標] ・研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上設けるほか、他機関との共催等を推進する。 <中期計画4(4)ア> ・安全衛生技術講演会への参加者に対するアンケート調査において、講演会が「良かった」又は「非常に良かった」とする割合が75%以上となること。			[数値目標] ・研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上設けるほか、他機関との共催等を推進する。 ・安全衛生技術講演会への参加について対するアンケート調査において、講演会が「良かった」又は「非常に良かった」とする割合が75%以上となること。	
[評価の視点] ・研究所主催の職場の安全衛生関係者を対象とした講演会を年3回以上開催しているか、このうち他機関との共催はどの程度実施したか。 <中期目標4(4)、中期計画4(4)ア> ・一般公開日を設けた研究所の一般公開を毎年度実施しているか。また、随時の見学希望者に対しても対応しているか。 <中期目標4(4)、中期計画4(4)イ> ・企画立案した際に想定していた参加定員に達しているか。			[評価の視点] ・研究所主催の職場の安全衛生関係者を対象とした講演会を年3回以上開催しているか、このうち他機関との共催はどの程度実施したか。 ・一般公開日を設けた研究所の一般公開を毎年度実施しているか。また、随時の見学希望者に対しても対応しているか。 ・企画立案した際に想定していた参加定員に達しているか。	

<中期目標4（4）、中期計画4（4）アイ>

・講演会、一般公開の効果把握を目的とするアンケート調査を実施しているか。満足度等の調査結果はどうか。
<中期目標4（4）、中期計画4（4）アイ>

・講演会、一般公開の効果把握を目的とするアンケート調査を実施しているか。満足度等の調査結果はどうか。

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
(5) 知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。	(5) 知的財産の活用促進 国立試験研究機関等技術移転事業者（TLO）の活用等により、特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。	(5) 知的財産の活用促進 特許権等の取得がふさわしい研究成果について、国立試験研究機関等技術移転事業者（TLO）の協力を得つつ、特許権等の取得を積極的に進める。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、開放特許情報データベースへの登録や、研究所のホームページでの報等により、知的財産の活用促進を図る。	(5) 知的財産の活用促進 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。	(5) 知的財産の活用促進 国立試験研究機関等技術移転事業者（TLO）を活用して特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。
評価の視点等（案）	【評価項目8 知的財産の活用促進】		評価の視点等（現行）	【評価項目15 知的財産の活用促進】
[数値目標] [評価の視点] ・特許権取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。また、これにより特許権を取得しているか。 <中期目標4（5）、中期計画4（5）> ・実施予定のない特許権については、当該特許権の実施促進のために特許流通データベースへの登録等の措置を行っているか。 <中期目標4（5）、中期計画4（5）> ・知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か。 <中期目標4（5）、中期計画4（5）>			[数値目標] [評価の視点] ・特許権取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。また、これにより特許権を取得しているか。 ・実施予定のない特許権については、当該特許権の実施促進のために特許流通データベースへの登録等の措置を行っているか。 ・知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か。	

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
<p>5 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。</p> <p>また、調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努めること。</p>	<p>5 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p> <p>イ 調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に資する観点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努める。</p>	<p>5 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>(1) 労働災害の原因調査等の実施</p> <p>行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>労働災害の原因調査等の実施を今後の研究に結びつけることなどにより、災害調査の質的向上を図り災害調査の高度化に努める。</p> <p>(2) 原因調査結果等の報告</p> <p>原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省に適宜報告する。</p> <p>(3) 鑑定・照会等への積極的な対応</p> <p>労働基準監督機関、警察をはじめ捜査機関等からの災害等に関連した鑑定嘱託、捜査関係事項照会等に対して積極的に対応する。</p> <p>(4) 調査内容の公表</p> <p>調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に資する観点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、研究所のホームページ等で公表する。</p>	<p>7 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。</p>	<p>7 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p> <p>イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるよう体制を整備する。</p>
<p>評価の視点等 (案)</p>	<p>【評価項目9 労働災害の原因の調査等の実施】</p>		<p>評価の視点等 (現行)</p>	<p>【評価項目16 労働災害の原因の調査等の実施】</p>
<p>[数値目標]</p> <p>・労働災害の原因の調査等の報告書を送付した労働局・労働基準監督署において、同報告書が、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合が80%以上となること。</p> <p>[評価の視点]</p>			<p>[数値目標]</p> <p>・労働災害の原因の調査等の報告書を送付した労働局・労働基準監督署において、同報告書が、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合が80%以上となること。</p> <p>[評価の視点]</p>	

・労働災害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速・的確に実施しているか。
<中期目標 5、中期計画 5ア>

・行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。
<中期目標 5、中期計画 5ア>

・本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。
<中期目標 5、中期計画 5ア>

・一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容について、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努めているか。
<中期目標 5、中期計画 5イ>

・労働災害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速・的確に実施しているか。

・行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。

・本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
<p>7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、当該分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。</p>	<p>7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。</p> <p>イ 労働安全衛生重点研究推進協議会の活動の一環として、労働安全衛生研究戦略に係るフォローアップを行い、労働者の安全と健康確保に資する研究を振興する。</p> <p>ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。</p> <p>エ 「Industrial Health」を年6回、「労働安全衛生研究」を年2回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。</p>	<p>7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）」（以下「研究開発力強化法」という。）等を踏まえ、研究の一層の推進を図る。</p> <p>ア 国内外の技術・制度等に関する調査</p> <p>労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。</p> <p>イ 労働安全衛生重点研究推進協議会</p> <p>労働安全衛生重点研究推進協議会において策定された今後10年間の労働安全衛生重点研究領域・優先研究課題の普及啓発に努める。また、労働安全衛生研究の普及・振興を目的とした労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを運営実施する。</p> <p>ウ 最先端研究情報の収集</p> <p>効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、内外の最先端の研究情報を収集するとともに、必要に応じて、研究所のホームページに関連情報を公表する。</p> <p>エ 国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布</p> <p>最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」を年6回、「労働安全衛生研究」を年2回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。</p> <p>「Industrial Health」誌については、インパクトファクターが0.8以上となるよう、引き続き掲載論文の充実に努める。</p>	<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。</p>	<p>8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。</p> <p>イ 労働衛生重点研究推進協議会の活動内容を見直すとともに、産業安全に関する研究戦略を策定して、労働者の安全と健康確保に資する研究の推進に貢献する。</p> <p>ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。</p> <p>エ 国際学術誌「Industrial Health」を定期的に年4回以上発行するとともに、産業安全に関する研究成果に係る刊行物を発行し、国内外の関係機関に配布する。</p>

評価の視点等 (案) 【評価項目 10 労働安全衛生分野の研究の振興】

[数値目標]

・「Industrial Health」のインパクトファクターが0.8以上となることを目標とする。
< (23年度計画) >

・国際学術誌「Industrial Health」を年6回発行する。
< 中期計画7(1)エ >

・和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行する。
< 中期計画7(1)エ >

[評価の視点]

・労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供しているか。
< 中期目標7(1)、中期計画7(1)ア >

・労働安全衛生研究戦略を踏まえた研究を実施することにより、労働者の安全と健康の確保に資する研究の推進に貢献しているか。
< 中期目標7(1)、中期計画7(1)イ >

・内外の最先端の研究情報を収集し、効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備したか。
< 中期目標7(1)、中期計画7(1)ウ >

・国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成果に係る学術誌を計画通りに発行しているか。
< 中期目標7(1)、中期計画7(1)エ >

評価の視点等 (現行) 【評価項目 17 労働安全衛生分野の研究の振興】

[数値目標]

・「Industrial Health」のインパクトファクターが0.8以上となることを目標とする。

・国際学術誌「Industrial Health」を年4回以上発行する。

・和文学術誌「労働安全衛生研究」を年2回発行する。

[評価の視点]

・労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供しているか。

・労働衛生重点研究推進協議会の活動内容の見直し及び産業安全に関する研究戦略の策定により、労働者の安全と健康の確保に資する研究の推進に貢献しているか。

・内外の最先端の研究情報を収集し、効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備したか。

・国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成果に係る学術誌を計画通りに発行しているか。

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣等の推進に努めること。</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>ア 連携大学院制度の推進</p> <p>諸大学との連携大学院協定の締結更新と学術交流を進める。</p> <p>イ 大学客員教授、非常勤講師等の派遣</p> <p>研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。</p> <p>ウ 若手研究者等の受入れ</p> <p>国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。</p> <p>エ 労働安全衛生機関の支援</p> <p>諸機関の要請に応じて研究職員による他の組織への適切な協力・支援を行う。</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣の推進に努めること。</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。</p>
<p>評価の視点等 (案)</p> <p>[数値目標]</p> <p>[評価の視点]</p> <p>・ 諸大学等との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、要請に応じて研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を行っているか。 <中期目標7(2)、中期計画7(2)></p>	<p>【評価項目11 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献】</p>		<p>評価の視点等 (現行)</p> <p>[数値目標]</p> <p>・ <u>研究指導を実施する若手研究者等の受入れ人数を44人/年以上とする。</u></p> <p>[評価の視点]</p> <p>・ 諸大学等との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、要請に応じて研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を行っているか。</p>	<p>【評価項目18 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献】</p>

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
(3) 研究協力の促進 研究所としての研究展開の将来ビジョンに対応した戦略的な研究協力のあり方について検討した上で、他の法人、大学等との連携、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めること。 また、世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。	(3) 研究協力の促進 ア 研究展開の将来ビジョンに対応した国際的な研究協力のあり方を検討し、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との間で研究協力協定を締結し、共同研究を進める。 イ 客員研究員制度等を有効に活用し、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。 ウ 上記により、毎年度20人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。 エ 世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとして、労働衛生に関する活動に協力するとともに、WHOが主導するグローバルな枠組みで実施する研究活動のうち、当研究所が主体となるものをGOHNET研究として実施する。	(3) 研究協力の促進 ア 研究協力協定等 研究展開の将来ビジョンに対応した国際的な研究協力のあり方を検討する。 欧米・アジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定を締結・維持し、共同研究、人的交流等を進める。 イ 研究交流会等 フェロー研究員及び客員研究員の委嘱等を進めるとともに、これらの研究員を研究所の研究討論会に招聘し、労働現場のニーズや最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。 また、産業医科大学との研究交流会を第3四半期に開催し、最新の研究成果について相互に発表を行う。 ウ 共同研究 共同研究を積極的に推進し、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。また、20人以上の研究員の派遣又は受入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。 エ 世界保健機関（WHO）労働衛生協力センター 世界保健機関（WHO）から引き続き労働衛生協力センターとして指定が受けられるよう、所要の手続きを進めるとともに、WHO労働衛生協力センターの次期ワークプラン（2012-2016）の策定に協力を行う。また、上記2の（1）のGOHNET研究を推進する。	(3) 研究協力の促進 非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等との共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。	(3) 研究協力の促進 ア 欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結と共同研究を進める。 イ 客員研究員制度等を有効に活用するとともに、非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等の研究者との研究交流を促進する。 ウ 上記により、毎年度20人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。また、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。
評価の視点等（案）	【評価項目12 研究協力の推進】		評価の視点等（現行）	【評価項目19 研究協力の推進】
[数値目標] ・毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受入れを行う。 <中期計画7（3）ウ>			[数値目標] ・毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受入れを行う。	

・全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。
< (23年度計画) >

[評価の視点]

・大学・企業との共同研究、海外の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結による共同研究等が推進されているか。

< 中期目標7(3)1パラ、中期計画7(1)ア >

・共同研究、客員研究員制度等の活用等により、大学、企業等との研究者の研究交流が促進され、毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受け入れが行われているか。

< 中期目標7(3)1パラ、中期計画7(1)イウ >

・世界保健機関(WHO)が指定する労働衛生協力センターとして、労働衛生に関する活動に協力するとともに、GOSHNET研究を実施しているか。

< 中期目標7(3)2パラ、中期計画7(1)エ >

・全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。

[評価の視点]

・大学・企業との共同研究、海外の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定の締結による共同研究等が推進され、全研究課題の15%以上が共同研究として実施されているか。

・共同研究、客員研究員制度等の活用等により、大学、企業等との研究者の研究交流が促進され、毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受け入れが行われているか。

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 機動的かつ効率的な業務運営</p> <p>経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 機動的かつ効率的な業務運営</p> <p>「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月）等を参考として、理事長の強い指導力の下で、当研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすための仕組みを整備し、推進する。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 効率的な業務推進を引き続き実施するとともに、社会的要請の変化や業務の進捗状況に応じて、重点業務に必要な資金及び要員が投入できるよう、組織体制等について適宜見直しを行う。</p> <p>イ IT技術の進展等を踏まえ、決裁システムや文書の管理及び活用の電子化・データベース化による業務・システムのより一層の最適化を図る。</p> <p>ウ 監事との連携を一層強化し、監事による助言等が業務改善により効果的に結びつくような体制を構築する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>1 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立</p> <p>業務の有効性・効率性を高めること等の目的を達成するために、理事長のリーダーシップの基に、以下の事項を実施する等適切な内部統制活動を推進する。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 柔軟な組織体制と運営体制の実現と見直し</p> <p>本部機能の強化を引き続き進め、柔軟で効率的な組織運営を図る。また、中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを図る。 プロジェクトチームの編成、業務責任者の任命等により、中期計画で指定されている業務を的確かつ効率的に遂行する。 研究開発力強化法に規定されている各種措置を推進する。</p> <p>イ 調査研究管理の一元化</p> <p>清瀬、登戸両地区の研究企画調整業務、労働災害調査分析業務及び国際情報・研究振興業務の一層の一元化を図る。</p> <p>ウ 人材の登用</p> <p>人材活用等に関する方針（第6の1（1））に基づき、公募による資質の高い人材の採用に努める。また、研究員がその能力を十分に活かせるよう、研究</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。</p> <p>イ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築すること。</p> <p>ウ 研究員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めることができるよう工夫すること。</p> <p>エ 調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の措置を実施する。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。</p> <p>イ 労働安全衛生の調査及び研究に係る企画調整業務及び国際情報管理業務の一元化を図る。</p> <p>ウ 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付任用を活用する。</p> <p>エ 総務部門を一元化し業務運営の効率化を図るとともに、定型業務の外部委託化の推進等を図る。</p>

	<p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、内部及び外部の委員による研究評価を厳格に実施するとともに、研究企画調整部との緊密な連携の下に、研究グループ及び研究領域単位において、調査研究の適切な進捗管理を行う。</p> <p>イ 研究員の業績評価を厳正に行い、その結果を昇給・昇格等の人事管理に適切に反映するとともに、その後の研究課題の選定や担当する業務の改善に役立てる。</p>	<p>環境の整備に努める。</p> <p>エ 業務・システムの効率化等</p> <p>調査研究業務に係る文書の体系的な整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を推進する。また、清瀬、登戸両地区を結ぶ電子決裁システムの導入を検討する。 テレビ会議の活用を引き続き進める。</p> <p>オ 監事との連携</p> <p>定期の監事監査、監事による各種所内会議等への出席等を通じた業務の改善に努める。</p> <p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>ア 効率的な研究業務の推進</p> <p>調査研究の進行状況を定期的かつ一元的に把握し、評価する研究管理システムを活用し、研究実施状況及びその評価結果を研究管理・業務運営に反映させることにより、調査研究業務の効率的な推進を図る。</p> <p>イ 研究職員の業績評価</p> <p>役職に着目した業績評価基準の導入等現行の業績評価基準、評価方法等の見直しを行い、研究職員の業績をより適切かつ総合的に評価する。</p>	<p>オ 業務・システムの効率化を図り、業務の電子化等による効率的な業務運営体制とすること。</p> <p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じること。</p>	<p>オ 業務・システムの効率化を図り、所内各種文書について、効率的かつ体系的な整理・保管や情報の処理が可能となるよう電子化・データベース化等を推進する。</p> <p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>ア 業務の効率的な推進を図るため、研究の進行状況や業務の実施状況を管理するシステム(以下「研究管理システム」という。)を構築し、適宜見直しを図る。</p> <p>イ 研究管理システムを活用して、研究実施状況を定期的に把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。</p> <p>ウ 研究管理システムを活用して、研究員の業績評価を適切に行う。なお、業績評価に当たっては、研究業務以外の業務の実績についても評価できるよう配慮する。</p>
<p>評価の視点等(案)</p> <p>[数値目標]</p> <p>[評価の視点]</p> <p>・事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制となっているか。 <中期目標1、中期計画1(1)ア></p>	<p>【評価項目13 機動的かつ効率的な業務運営】</p>		<p>評価の視点等(現行)</p> <p>[数値目標]</p> <p>[評価の視点]</p> <p>・研究所の組織体制を効率的かつ柔軟なものとし、適宜見直しを行っているか。</p>	<p>【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】</p>

・電子化・データベース化により業務・システムの最適化を図っているか。
＜中期目標 1、中期計画 1（1）イ＞

・監事による助言等が業務改善に結びつくような体制となっているか。
＜中期目標 1、中期計画 1（1）ウ＞

・内部統制を充実・強化し、調査研究の適切な進捗管理を行っているか。
＜中期目標 1、中期計画 1（2）ア＞

・研究員の業績評価を厳正に行っているか。
＜中期目標 1、中期計画 1（2）イ＞

・中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。
(政独委・評価の視点事項 8)

・業務改善の取組を適切に講じているか。(※ 業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、業務改善提案箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等)
＜厳正に評価を行う事項 3 ①＞

・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。
＜厳正に評価を行う事項 3 ②＞

・関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを行っているか。(※ 独立行政法人会計基準上の関係公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自らが行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等)
＜厳正に評価を行う事項 3 ③＞

・産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築しているか。

・中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。
(政独委・評価の視点事項 8)

・業務改善の取組を適切に講じているか。(※ 業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、業務改善提案箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等)

・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。

・関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを行っているか。(※ 独立行政法人会計基準上の関係公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自らが行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等)

・研究員の採用に当たり、広く資質の高い人材を求めるための工夫を行ったか。

・研究所の統合に伴い、調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ったか。

・法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。
(政独委・評価の視点事項9)

・業務・システムの最適化と電子化による効率的な業務運営体制の確立を図ったか。

【評価項目2 内部進行管理の充実】

[数値目標]

[評価の視点]

・研究所の統合による研究管理システムの構築・見直しがどのようになされたか。

・業務の進捗状況が組織的かつ定期的にモニタリングされているか。

・業務の進行状況のモニタリングを踏まえた改善措置が研究管理及び業務運営に適時かつ迅速に反映される仕組みが整備されているか。また、その仕組みが適切に機能しているか。

・研究管理システムを活用して、研究員の業績評価が行われているか。

・法人の長がリーダーシップを発揮したマネジメントがなされているか。

・法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。
(政独委・評価の視点事項9)

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
2 業務運営の効率化に伴う経費削減等	2 業務運営の効率化に伴う経費削減	(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減	(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減	(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減
<p>ア 運営費交付金を充当して行う事業については、さらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費（人件費を除く。）については前中期目標期間中の最終年度と比べて15%程度の額、事業費（人件費を除く。）については前中期目標期間中の最終年度と比べて5%程度の額を削減すること。</p> <p>なお、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。</p> <p>イ 常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。</p> <p>なお、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す</p>	<p>ア 省資源、省エネルギーを推進し経費節約に取り組むとともに、省エネルギー化等のための環境整備を進める。併せて、業務処理へのIT技術の活用等を適宜行い、更なる経費の削減を図る。</p> <p>イ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、新規業務追加部分を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費（人件費を除く。）の中期計画予算については、平成22年度の運営費交付金と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費（人件費を除く。）の中期計画予算については、平成22年度の運営費交付金と比べて5%に相当する節減額を見込んだものとする。</p> <p>ウ 常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）に基づき、平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。また、平成24年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取</p>	<p>ア 経費の節減</p> <p>省資源、省エネルギーの推進、省エネルギー化等のための環境整備、IT技術の活用等を適宜行い、経費の節減を図る。</p> <p>イ 業務運営の徹底した効率化</p> <p>中期計画に示された数値目標に基づく年度予算を作成し、業務運営を行う。</p> <p>ウ 役職員の給与の見直し</p> <p>国家公務員の給与と構造改革を踏まえた役職員の給与の見直しを適宜行い、引き続き適正な給与水準を維持する。</p> <p>エ 計画的な職員の採用</p> <p>中期計画に基づき、総人件費抑制の観点から、計画的な職員採用の実施に努める。</p>	<p>運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度の運営費交付金（独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金の合算値。統合による合理化額を除く。）から一般管理費（退職手当を除く。）について15%、事業費（退職手当を除く。）について5%に相当する額を節減すること。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与と構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化並びに間接部門の合理化及び研究部門の見直し等を適宜行い、経費の節減を図る。</p> <p>イ 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。</p> <p>ウ 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図る。</p> <p>エ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、中期目標期間終了時まで、運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、一般管理費（退職手当を除く。）について、平成17年度運営費交付金（独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金（一般管理費に係るもの）の合算値。統合による合理化額を除く。）と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費（退職手当を除く。）について、平成17年度の運営費交付金（独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金（事業費に係るもの）の合算値。統合による合理化額を除</p>

ものとする。

併せて、研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

なお、常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）の中期計画予算については、毎年度1%以上の節減額を見込んだものとする。

ただし、以下により雇用される者の人件費については、削減対象から除く。

- ・競争的研究資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者
- ・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）

さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、平成21年度の対国家公務員指数が101.6であることを踏まえ、引き続き、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組み、今中期計画期間中に国家公務員の給与水準と同程度とするとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

く。）と比べて5%に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在職する統合後法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与の見直しを適宜行う。

<p>ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応すること。</p> <p>エ 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。また、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。</p> <p>特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。</p>	<p>エ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することとする。</p> <p>なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応することとする。</p> <p>オ 業務の円滑な実施を図るため、既存の研究スペース及び保有資産を有効活用するとともに、資産を保有することの必要性について、不断の見直しを行い、不要資産については、国への返納等必要な措置を講ずる。</p> <p>また、特許権については、特許権の登録から一定の年月が経過し、特許権の実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものについては、当該特許権の維持の是非について検討し必要な措置を講ずるなど、登録・保有コストの削減を図るとともに、併せて上記第1の4（5）の取組等により、特許収入の拡大を図る。</p>	<p>オ 公共調達の適正化</p> <p>契約の締結に当たって、透明性、競争性等を確保するとともに、契約監視委員会等での契約の点検を実施する。</p> <p>カ 保有資産</p> <p>施設・設備の効率的な利用方法を適宜検討・改善する。また、不要資産であることが確認されたものについては、国への返納等必要な措置を講ずる。</p> <p>また、特許権については、特許登録後の期間、実施の見込みなどを考慮して、特許権の維持の是非について検討し、特許料の支払いの見直しなど必要な措置を講ずるとともに、開放特許情報データベース等を活用して特許による増収に努める。</p>	<p>2 効率的な研究施設・設備の利用</p> <p>研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効活用を図ること。</p>	<p>2 効率的な研究施設・設備の利用</p> <p>ア 研究施設、研究室の使用状況を把握し、効率的な利用を進める。</p> <p>イ 大学、労働安全衛生関係研究機関及び企業等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用、有償貸与を進める。</p>
<p>評価の視点等（案）</p> <p>【評価項目14 業務運営の効率化に伴う経費削減】</p> <p>[数値目標]</p> <p>・中期目標期間中において、新規業務追加部分を除き、平成22年度の運営費交付金から、一般管理費（人件費を除く。）について15%、事業費（人件費を除く。）について5%に相当する額を節減する。</p> <p><中期目標2ア1バラ、中期計画2イ></p> <p>・常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、毎年度1%以上節減する。</p> <p><中期計画2ウ></p>	<p>【評価項目14 業務運営の効率化に伴う経費削減】</p> <p>[数値目標]</p> <p>・中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度運営交付金から一般管理費（退職手当を除く）について15%、事業費（退職手当を除く）について5%に相当する額を節減すること。</p> <p>・平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在籍する統合法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。</p>	<p>評価の視点等（現行）</p> <p>【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費削減】</p> <p>[数値目標]</p>	<p>【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費削減】</p>	

[評価の視点]

- ・契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備や運用がされているか。
(政独委・評価の視点事項 5 (1))
- ・契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。
(政独委・評価の視点事項 5 (1))
- ・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。(政独委・評価の視点事項 5 (2) を含む。)
<厳正に評価を行う事項 2 ③>
- ・契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(政独委・評価の視点事項 5 (3) を含む。)
<厳正に評価を行う事項 2 ②>
- ・省資源、省エネルギーを適切に推進し、経費を節減しているか。(光熱水量の増減に関する特殊要因等の影響を明らかにした上で、評価する。
<中期目標 2ア 2パラ、中期計画 2ア>
- ・業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用等の見直しを適切に行い、これらに関する経費を節減しているか。
<中期目標 2ア 2パラ、中期計画 2ア>
- ・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。
<厳正に評価を行う事項 2 ①>
- ・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。
<中期目標 2ア 1パラ、中期計画 2イ>
- ・経年比較により削減状況(例えば総額・経費ごと)が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果を明らかにしているか。(取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向けての法人の取組を促すという視点をもって評価する。
(政独委・評価の視点 4 (2))
- ・給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数 100 を上回る場合には、その適切性を厳格に検証しているか。)(政独委・評価の視点 4 (1))
<厳正に評価を行う事項 1 ①>

[評価の視点]

- ・契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備や運用がされているか。
(政独委・評価の視点事項 5 (1))
- ・契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。
(政独委・評価の視点事項 5 (1))
- ・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。(政独委・評価の視点事項 5 (2) を含む。)
- ・契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(政独委・評価の視点事項 5 (3) を含む。)
- ・省資源、省エネルギーを適切に推進し、経費を節減しているか。(光熱水量の増減に関する特殊要因等の影響を明らかにした上で、評価する。)(政・独委評価の視点)
- ・業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用、定型業務の外部委託化等の見直しを適切に行い、これらに関する経費を節減しているか。
- ・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。
- ・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。
- ・経年比較により削減状況(例えば総額・経費ごと)が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果を明らかにしているか。(取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向けての法人の取組を促すという視点をもって評価する。(政独委・評価の視点 4 (2))
- ・役職員の給与の見直しが国家公務員の給与構造改革を踏まえ、適宜行われたか。
- ・給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数 100 を上回る場合には、その適切性を厳格に検証しているか。)

・国とは異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。
＜厳正に評価を行う事項 1 ③＞

・総人件費改革は進んでいるか。
＜厳正に評価を行う事項 1 ②＞

・国家公務員の再就職のポストの見直しを行っているか。特に、役員ポストの公募は適切に行われたか。
＜厳正に評価を行う事項 1 ⑤＞

・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。
＜厳正に評価を行う事項 1 ⑥＞

・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は、適正であるか。
(政独委・評価の視点事項 4 (3))
＜厳正に評価を行う事項 1 ④を含む＞

・資産を保有することの必要性について、不断の見直しを行い、不要資産については、国への返納等必要な措置を講じているか。
(政独委・評価の視点事項 3(1) と同様)
＜中期目標 2 エ 1 パラ、中期計画 2 オ 1 パラ＞

・特許権の保有の必要性の検討を行い、特許権の登録・保有コストの削減を図るとともに、特許収入の拡大を図っているか。
(政独委・評価の視点事項 3(1) と同様)
＜中期目標 2 エ 2 パラ、中期計画 2 オ 2 パラ＞

・国とは異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。

・総人件費改革は進んでいるか。

・国家公務員の再就職のポストの見直しを行っているか。特に、役員ポストの公募や、平成 21 年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。

・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。

・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は、適正であるか。
(政独委・評価の視点事項 4 (3) を含む。)

【評価項目 4 効率的な研究施設・設備の利用】

[数値目標]

[評価の視点]

・研究所の施設・設備の活用状況を把握し、効率的に利用するための仕組みを整備しているか。
(政独委・評価の視点事項 3(1) と同様)

・他の研究機関、企業等との研究施設・設備の共同利用と有償貸与を促進しているか。
(政独委・評価の視点事項 3(1) と同様)

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の拡大</p> <p>競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努めること。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努めること。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の拡大</p> <p>競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究員が競争的研究資金に応募を積極的に行うとともに、役員自らが業界団体や企業等に働きかけるなど、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努める。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努める。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>(1) 競争的研究資金、受託研究の獲得</p> <p>競争的資金について組織的な情報収集及び検討を行い、積極的に応募することにより、前年度を上回る競争的資金の獲得を目指す。 公益団体、業界団体等に対し、役員自らが受託研究の実施等を働きかけるとともに、調査研究に係る役務の調達情報の把握に努め、対応可能なものについては、積極的に公募する。</p> <p>(2) 自己収入の確保</p> <p>ホームページへの掲載やメールマガジンの活用、講演会等での積極的な広報、共同研究の推進等により、外部貸与対象施設・機器の有償貸与、特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化等を一層進める。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>ア 関係省庁、公益の団体、企業等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に努める。</p> <p>イ 成果物の有償頒布等知的財産の活用等の促進を図る。</p>
<p>評価の視点等 (案)</p> <p>【評価項目15 運営費交付金以外の収入の<u>拡大</u>】</p> <p>[数値目標]</p> <p>・研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努める。 <中期目標1、中期計画1></p> <p>[評価の視点]</p> <p>・競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。(政独委・評価の視点事項2(1)と同様)</p> <p>・研究施設・設備の有償貸与、<u>寄附金等</u>についての取り組みを行うことにより、自己収入の確保に努めているか。</p>	<p>評価の視点等 (現行)</p> <p>【評価項目21 運営費交付金以外の収入の<u>確保</u>】</p> <p>[数値目標]</p> <p>・競争的研究資金、受託研究等について、年間30件以上を獲得する。</p> <p>[評価の視点]</p> <p>・競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。(政独委・評価の視点事項2(1)と同様)</p> <p>・研究施設・設備の有償貸与、<u>成果物の有償頒布等</u>についての</p>			

(政独委・評価の視点事項3(2)と同様)

- ・当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析は行われているか。当該要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。

(具体的取組)

1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。

(政独委・評価の視点事項2(1))

- ・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。

(政独委・評価の視点事項2(2))

取り組みを行うことにより、自己収入の確保に努めているか。

- ・当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析は行われているか。当該要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。

(具体的取組)

1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。

(政独委・評価の視点事項1(1))

- ・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。

(政独委・評価の視点事項1(2))

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
<p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第3業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>(1) 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>ア 予算については、別紙1のとおり。</p> <p>イ 収支計画については、別紙2のとおり。</p> <p>ウ 資金計画については、別紙3のとおり。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>(1) 限度額 290百万円</p> <p>(2) 想定される理由</p> <p>ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 不要財産又は不要財産となることを見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>なし</p> <p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は</p>		<p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第2業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>予算、収支計画及び資金計画</p> <p>ア 予算については、別紙1のとおり。</p> <p>イ 収支計画については、別紙2のとおり。</p> <p>ウ 資金計画については、別紙3のとおり。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 290百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>

	担保に供しようとするときは、その計画 なし 第7 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備			第6 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備
--	--	--	--	--

評価の視点等 (案) 【評価項目16 予算、収支計画及び資金計画】	評価の視点等 (現行) 【評価項目22 予算、収支計画及び資金計画】
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間中において、新規業務追加部分を除き、平成22年度の運営費交付金から、一般管理費（人件費を除く。）について15%、事業費（人件費を除く。）について5%に相当する額を節減する。 <中期目標第3 2ア1パラ、中期計画第2 2イ（再掲）> ・常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、毎年度1%以上節減する。 <中期計画第2 2ウ（再掲）> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費削減の達成度はどのくらいか。 <中期目標2、中期計画2> ・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。 <中期目標2、中期計画2> ・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由は明らかになっており、合理的なものであるか。 <中期目標2、中期計画2> 	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度運営費交付金から一般管理費（退職手当を除く）について、15%、事業費（退職手当を除く）について5%に相当する額を節減すること。 <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費削減の達成度はどのくらいか。 ・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。 ・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由は明らかになっており、合理的なものであるか。

・運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。
(政独委・評価の視点事項2(3)を含む。)

・運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 人事に関する事項</p> <p>ア 職員の専門性を高めるために適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。 また、このような措置により職員の意欲の向上を図ること。</p> <p>イ 研究者の流動化で活性化された研究環境を実現するため、研究者の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。 任期の定めのない研究者の採用にあたっては、研究経験を重視し、研究者としての能力が確認された者を採用すること。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 方針</p> <p>ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、原則として、公募による任期付採用を行い、採用後一定期間経過後に、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。</p> <p>イ 研修の実施や研究発表等の奨励により、若手研究員の資質向上に努めるとともに、女性研究員等がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。</p> <p>(2) 常勤職員の数</p> <p>期末の常勤職員数は、期初の100%を上限とする。</p> <p>(参考1) 常勤職員数 期初の常勤職員数 104名 期末の常勤職員数 104名 (上限)</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額</p> <p>中期目標期間中の総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込み：4,191百万円 なお、総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究員</p>		<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や任期付任用を活用する。</p> <p>イ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化を推進する。</p> <p>(2) 常勤職員の数 調査及び研究に携わらない常勤職員を6名削減する。</p> <p>(参考1) 常勤職員数 期初の常勤職員数 121名 期末の常勤職員数 115名 (上限)</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額</p> <p>中期目標期間中の人件費の総額見込み 5,278百万円</p>	

の person 費総額見込みとの合計額は、4,763 百万円である。
 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。
 また、新規業務追加分に係る person 費については上記の額に含まれない。

評価の視点等 (案)	【評価項目 1 7 人事に関する計画】	評価の視点等 (現行)	【評価項目 2 3 人事に関する計画】
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末の常勤職員数の見込み 104 人 < 中期計画 1 (2) > <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事に関する計画は、資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考採用等及び業務運営の効率化等の推進のための方針として策定され、実施されているか。 < 中期目標 1 イ、中期計画 1 (1) ア > ・ 若手研究員の資質向上に努めるとともに、女性研究員等が能力を十分に発揮できる研究環境を整備しているか。 < 中期目標 1 ア、中期計画 1 (1) イ > ・ 人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由は明らかになっており、合理的なものであるか。 < 中期計画 1 (2) > 		<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当年度末の常勤職員数の見込み 115 人 <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事に関する計画は、資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考採用等及び業務運営の効率化等の推進のための方針として策定され、実施されているか。 ・ 人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由は明らかになっており、合理的なものであるか。 	

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
<p>2 施設及び設備に関する事項 業務の円滑な実施を図るため、施設及び設備の整備について適切な措置を講じること。</p> <p>なお、上記第2の6の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進めること。</p>	<p>2 施設及び設備に関する事項 調査研究業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。</p> <p>なお、上記第1の6の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進める。</p>			<p>2 施設・設備に関する計画 労働安全衛生総合研究所の業務である「事業場における災害の予防に係る事項及び労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。</p>
<p>評価の視点等（案）</p> <p>【評価項目18 施設・設備に関する計画】</p> <p>[数値目標]</p> <p>[評価の視点]</p> <p>・施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めているか。 <中期目標2、中期計画2></p>			<p>評価の視点等（現行）</p> <p>【評価項目24 施設・設備に関する計画】</p> <p>[数値目標]</p> <p>[評価の視点]</p> <p>・施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めているか。</p>	

中期目標	中期計画	平成23年度計画	旧中期目標	旧中期計画
<p>3 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>(1) 関係法令の順守等</p> <p>研究所に対する国民の信頼を確保する観点から、情報の公開、個人情報等の保護、公的研究費の不正使用防止等、関係法令等の順守を徹底するとともに、研究倫理の確保等高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。</p> <p>(2) セキュリティの確保</p> <p>個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>3 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>(1) 関係法令の順守等</p> <p>研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、公的研究費の不正使用防止対策の実施等、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。</p> <p>(2) セキュリティの確保</p> <p>「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針及びセキュリティ対策技術の進展等を踏まえ、漸次、情報セキュリティ対策基準等の整備及び改善を図り、情報セキュリティを確保する。</p>		<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>9 公正で的確な業務の運営</p> <p>研究所に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開、個人情報等の保護等、関係法令の遵守を徹底するとともに、高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき事項</p> <p>9 公正で的確な業務の運営</p> <p>研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。</p>

<p>評価の視点等 (案)</p> <p>【評価項目19 公正で適切な業務運営に向けた取組】</p> <p>[数値目標]</p> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開、個人情報保護、公的研究費の不正使用防止等に関する関連法令を遵守するための体制及び仕組みを整備し、運用しているか。 <p><中期目標3(1)、中期計画3(1)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うための研究倫理委員会を設置し、必要な審査・措置等を実施しているか。 <p><中期目標3(1)、中期計画3(1)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのほか独立行政法人通則法が定める業務の公共性と自立性、法人の業務範囲、役員の職務と権限、職員の服務基準 	<p>評価の視点等 (現行)</p> <p>【評価項目20 公正で的確な業務の推進】</p> <p>[数値目標]</p> <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開、個人情報保護等に関する関連法令を遵守するための体制及び仕組みを整備し、運用しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うための研究倫理委員会を設置し、必要な審査・措置等を実施しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・そのほか独立行政法人通則法が定める業務の公共性と自立性、
--	---

等に則った業務運営がなされているか。
<中期目標3(1)、中期計画3(1)>

・内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等)に係る取組について適切に取り組んでいるか。
(政独委・評価の視点事項6)

・情報セキュリティ対策基準等の整備及び改善を図り、情報セキュリティを確保しているか。
<中期目標3(2)、中期計画3(2)>

法人の業務範囲、役員の職務と権限、職員の服務基準等に則った業務運営がなされているか。

・内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等)に係る取組について適切に取り組んでいるか。
(政独委・評価の視点事項5)